

政 委 第 1 号
平成 21 年 1 月 7 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 堀 部 政 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成 19 年度業務実績評価の結果の通知について」のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

平成 19 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年

8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 総務省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における総務省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の総務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約32.52億円、345件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で17ポイント、件数で18ポイント減少している。

また、総務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、491件(76%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、本格的な評価活動を行う前の平成20年6月の段階で、入札契約事務の実施状況に関する評価の視点を、貴委員会委員長名で各法人の評価の実務を担う分科会長宛に送付し、当該視点を踏まえて評価活動を行うという取組がなされている。

しかしながら、総務省所管4法人(情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、総務省所管4法人のうち、3法人については、評価結果において「契約事務細則を改正することにより一般競争入札等への拡大が図られている」旨の言及などがなされているが、統計センターについては、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評価結果において言及されていない。

また、4法人ともに、表3-(1)のとおり、会計規程等において、国の契約と異なる基準が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについては、できる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（統計センター）。
- ② 今後の評価に当たって、国の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
統計センター※	<p>・独立行政法人統計センター契約事務取扱要領（平成 15 年 4 月 1 日施行）において、随意契約要件として「その他随意契約とする特別の理由があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</p>
情報通信研究機構	<p>・「独立行政法人情報通信研究機構会計規程」（平成 16 年 4 月 1 日施行）及び「情報通信研究機構契約事務細則」（平成 16 年 4 月 1 日施行）において、随意契約要件として「その他事業運営上の特別の必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</p> <p>・「情報通信研究機構契約事務細則」（平成 16 年 4 月 1 日施行）において、一般競争入札における公告期間を入札期日の前日ではなく入札期日から起算して 10 日前としている。</p> <p>・同契約事務細則において、予定価格の設定の省略に関する取扱いのうち金額に係る基準（250 万円以下）に関して国の金額基準（100 万円以下）を上回っている。</p>
平和祈念事業特別基金	<p>・「独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程」（平成 15 年 10 月 1 日施行）において、随意契約要件として「前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。</p>
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>・「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構契約手続」（平成 19 年 10 月 1 日施行）において、随意契約要件として「事業経営上の特別の必要に基づき、理事長の承認を得た契約を行うとき」と具体的に定められていない条項がある。</p>

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
- 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。
- 3 ※を付した法人は、評価結果において、契約に係る規程類の整備内容の適切性について言及されていない。
- 4 予定価格の作成について契約種類により金額に係る基準が異なる場合には最も高額なもの

を掲載している。

(2) 個々の契約の合規性等の関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

【平和祈念事業特別基金】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 3 法人あり、これらの 3 法人すべてについて、事業収入における本法人の発注割合が 100%でかつ競争性のない随意契約割合が 100%であるにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託について競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、①競争性、透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないか、②予定価格を設定していないことによって、契約金額が過大になっていないか等を検証した上で、関連法人に対する業務委託を競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

別表 総務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数(%)／一般競争入札件数）	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
情報通信研究機構	450 233.33	1,420 130.00	1,870 363.33	775 382.35	1,065 99.42	1,840 481.77	466(82%) ／566件	2	
統計センター	38 5.06	30 5.64	68 10.70	56 6.77	13 3.53	69 10.30	19(37%) ／51件	0	
平和祈念事業特別基金	21 4.20	52 7.85	73 12.06	38 65.22	73 7.52	111 72.74	4(20%) ／20件	3	○
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	— —	— —	— —	14 1.30	6 0.50	20 1.80	2(33%) ／6件	0	
合計 (総務省)	509 (25%) 242.59 (63%)	1,502 (75%) 143.49 (37%)	2,011 (100%) 386.09 (100%)	883 (43%) 455.64 (80%)	1,157 (57%) 110.97 (20%)	2,040 (100%) 566.61 (100%)	491(76%) ／643件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、総務省提出資料に基づき、当委員会が作成した。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。